

工場立地法



工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を新設・増設する際などに、事前に届け出ることを義務付けています。（原則工事着工の90日前まで）

対象工場

業種 製造業，電気・ガス・熱供給業

規模 敷地面積 9, 0 0 0 m²以上

又は

建築面積 3, 0 0 0 m²以上

生産施設面積比率の上限

業種により、下記のいずれかに定められています。

30
%

40
%

45
%

50
%

55
%

60
%

65
%

※事務所，倉庫，研究所等は
生産施設に含めません。

緑地・環境施設の設置

敷地面積の一定割合の
緑地・環境施設を設置する
必要があります。



環境施設とは？
噴水，広場，
屋外運動施設，
太陽光発電施設等

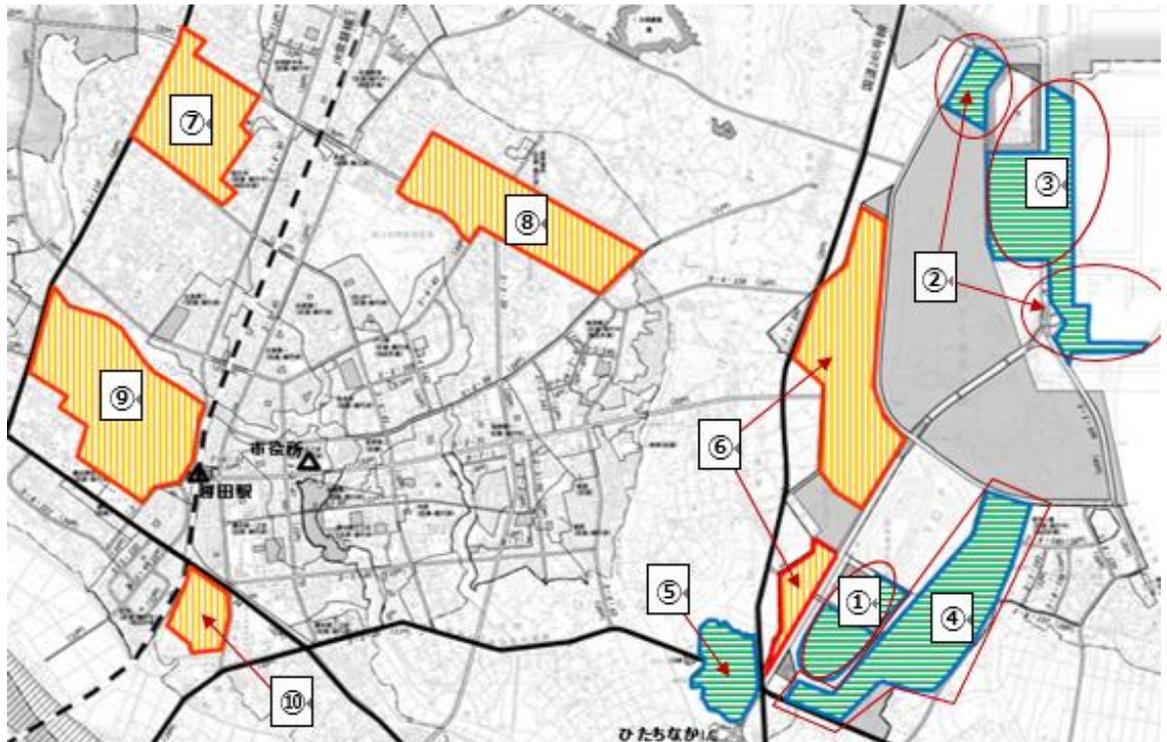
※業種ごとの生産面積比率，地区ごとの緑地・環境施設面積比率については，裏面をご覧ください。

生産施設面積比率の上限

敷地面積に対する生産施設の面積の割合

第1種	アンモニア製造業及び尿素製造業，石油精製業，コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（一部業種を除く。）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業，冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（一部業種を除く。）及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業，ガス供給業及び熱供給業	65%

緑地・環境施設面積の比率



敷地面積に対する緑地・環境施設面積の割合

表記	区域名	区域図内 番号	緑地	環境施設
	第2種乙区域	①/②	10%以上	15%以上
	第3種乙区域	③/④/⑤		
	第2種甲区域	⑥	15%以上	20%以上
	第3種甲区域	⑦/⑧/⑨/⑩/⑪/⑫		
	その他	なし	20%以上	25%以上

【お問い合わせ】 ひたちなか市経済環境部商工振興課 ☎ 029-273-0111